

# 2人目の子供にも支給されます

## 6月1日から(新しい児童手当制度)

児童手当は、日本国内に住所のある人が次の要件に当てはまると支給されます。

### ●受給資格者

昭和五十九年六月二日以降に生まれ、二歳未満の児童を二人以上養育していること。または、義務教育終了前の児童を含む十八歳未満を三人養育していること。

前年の収入が一定の額以上の方は、児童手当は受けられません。

なお、特例給付として、所得が制限額を超えている方で厚生年金に加入している方に限り、該当になる場合があります。

### ●支給額

二人目の二歳未満(六十一年六月一日現在)の子供については月額二千五百円。三人目以降の義務教育終了前の子供については月額五千円が支給されます。

この制度に該当する方は、印鑑(国民年金に加入している方は印鑑)

# 交通遺児等育成資金 貸付制度

～中学生までを対象に～

- 自動車事故対策センターでは、自動車(ミニバイクも入ります)事故で保護者が亡くなられたり、重度の後遺障害者(自賠責保険の「一級」三級)となられたご家庭の中学校卒業までのお子さんに育成資金を無利子でお貸ししています。
- 貸付金額・初めに一時金十三万一千円、貸付期間中毎月一万五千円、小中学校入学時に入学支度金三万六千円
- 貸付期間・貸付決定月から中学校を卒業する月まで
- 利子・無利子
- 返還方法・中学校卒業から一年据え置いた後二十年以内の均等私

国民年金証書と印鑑)を持って、市民課給付係まで申請してください。

### ●受付期間

六十一年五月一日から五月末日まで。  
なお、公務員または日本国有鉄道の職員の方は、認定の請求手続きを勤務先に行うこととなります。  
※詳しいことは、市民課給付係(☎2111内線132)までお問い合わせください。

- い。ただし高校・専門学校・大学等に進学したときは卒業後、半年据え置いた後二十年以内の均等払い(年賦・半年賦・月賦から選択)同一家庭のお子さんは、何人でもそれぞれ利用できます。
- 自動車事故は、発生の時期や責任の有無は関係ありません。  
※詳しいことは高知市南ノ丸町五十七(高知県トラック会館内)自動車事故対策センター高知支所(☎11817)までお問い合わせください。

# 南国市交通遺児手当 のお知らせ

## 交通遺児育英会の 奨学生を募集

交通事故で父母または父を失った十八歳未満の児童に、月額二千円の手当が支給されます。  
ただし、一年以上南国市に在住している方に限ります。  
※詳しいことのお問い合わせは福祉事務所社会係(☎2111内線162)まで。

### 交通遺児育英会の 奨学生を募集

●応募資格 ①保護者が道路上の交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないために②学資に困っている方。

- (1)高等学校及び高等専門学校奨学生・採用は書類審査のみで成績は問いません。奨学金は国公立は月額二万円、私立は月額三万五千円。現に高校・高専に在学する生徒は、いつでも出願できます。
- 来年度進学希望の中学三年生は、いまずぐ「高校奨学生予約」の出願をしてください。
- (2)大学(短大)奨学生・採用は書類審査のほか、面接と簡単な筆記試験を行い決定。奨学金は三万円か四万円。現に大学生の方は五月二十六日までに、来年度進学希望の方は六月三十日までに、それぞれ出願してください。
- (3)大学院奨学生・本会の大学院進学した生であった方が大学院に進学した

- 場合採用。月額五万円。
- (4)専修学校・各種学校奨学生・本会の高校奨学生であった方が修業年限二年以上の専修・各種学校に進学した場合に、書類審査により採用。月額三万円。
- (5)私立高校・高専・私立大学・短大入学一時金・本会の高校、大学奨学生で、私立高校、私立大学に入学した方には私立高校(高専)二十五万円、私立大学(短大)三十万円の入学一時金を貸与。
- 返還方法・最終学校卒業後六カ月において二十年以内の割賦。
- 利子・無利子  
※なお、詳しいことのお尋ねは環境保健課(☎2111内線324)、高知県消防交通安全課(☎1111)まで、お問い合わせください。

【財団法人交通遺児育英会】